

資料

令和4年12月15日開催

第7回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号	美瑛町自治基本条例の制定について	-----	1～ 5
議案第 2号	美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定 について	-----	6～ 7
議案第 3号	美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	-----	8～ 9
議案第 4号	美瑛町職員の降給に関する条例の制定について	-----	10
議案第 5号	美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	-----	11～12
議案第 6号	美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定について	-----	13～14
議案第 7号	美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について	-----	15～16
議案第 8号	美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定について	-----	17～18
議案第 9号	美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定について	-----	19

○条例の一部改正

議案第 10号	美瑛町職員定数条例の一部改正について	-----	20～21
---------	--------------------	-------	-------

議案第 1 1 号	美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正について	-----	22～32
議案第 1 2 号	美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について	-----	33～34
議案第 1 3 号	美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について	-----	35～36
議案第 1 4 号	美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	-----	37～40
議案第 1 5 号	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	-----	41～45
議案第 1 6 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	-----	46～61
議案第 1 7 号	美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	-----	62～63

○協約の変更

議案第 2 2 号	連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について	-----	64～66
-----------	-------------------------	-------	-------

○町道路線の変更

議案第 2 3 号	町道路線の変更について（箇所図）	-----	67
-----------	------------------	-------	----

美瑛町自治基本条例の制定要旨

1 制定の要旨

地方分権が進む中、本町では平成15年に「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」（以下「既存条例」という。）を制定し、町民参加によるまちづくりを推進してきた。

一方、人口減少や少子高齢化の進行、価値観の多様化等、地域社会が大きく変わりゆく時代にあって、様々な課題への対応が求められている。

このような中、既存条例の理念を踏まえつつ、町民、議会及び行政が、自治の担い手として共通の認識とルールのもとで、それぞれの役割を果たし、情報共有に基づく町民参加と協働等による町民主体の自治を推進しなければならない。

このことから、「みんなで作るまちづくり」を目指し、地方自治の本旨に基づく基本的な事項と仕組みを定め、町民主体の自治の確立を目的として本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1章 総則

第1条（目的）

本条例の目的を規定

第2条（用語の定義）

本条例で使用する用語の定義を規定

第3条（基本理念）

町民が誇れる住み良いまちの実現を図るための基本理念について規定

第4条（基本原則）

美瑛町の自治を推進する上での基本原則について規定

第5条（条例の位置づけ）

本条例の位置づけについて規定

第2章 情報共有

第6条（情報の共有）

- 町政に関する情報の共有について規定
- 第7条（情報の提供）
町政に関する情報の提供について規定
- 第8条（説明責任）
議会及び行政の説明責任及び応答責任について規定
- 第9条（情報公開）
情報の開示を求める権利及び情報を公開する方法について規定
- 第10条（個人情報保護）
個人情報の保護について規定
- 第11条（町民の意見等）
町民の意見等の取扱いについて規定
- 第12条（会議の公開）
会議の公開及び非公開について規定
- 第3章 町民参加
- 第13条（町民参加の基本）
町民参加の基本等について規定
- 第14条（町民参加の対象）
町民参加の対象について規定
- 第15条（町民参加の方法）
町民参加の方法について規定
- 第16条（提出された意見等の取扱い）
第15条に規定する町民参加の方法によって提出された意見等の取扱いについて規定
- 第17条（審議会等の委員の選任）
審議会等の委員の選任について規定
- 第18条（美瑛町まちづくり委員会）
まちづくり委員会の設置について規定
- 第4章 住民投票
- 第19条（住民投票）
住民投票の制度及び住民投票結果の取扱いについて規定

第20条（住民投票の請求等）

住民投票条例の制定について規定

第5章 町民

第21条（町民の権利）

町民の権利について規定

第22条（町民の役割）

町民の役割について規定

第23条（子どもの権利）

子どもの権利について規定

第24条（事業者の役割）

事業者の社会的役割について規定

第6章 協働・コミュニティ

第25条（協働）

協働の推進及び行政による協働の推進のための支援について規定

第26条（コミュニティの役割）

地域の課題の解決に向けたコミュニティの役割について規定

第27条（町民とコミュニティ）

町民とコミュニティの関係について規定

第28条（行政とコミュニティ）

行政とコミュニティの関係について規定

第7章 議会

第29条（議会の役割）

議会の役割について規定

第30条（議会の権限）

議会の権限について規定

第31条（議会の責務）

議会の責務について規定

第32条（議員の責務）

議員の責務について規定

第33条（町民との情報共有と町民参加）

議会による町民との情報共有及び町民参加の方法について規定

第8章 行政

第34条（町長の責務）

町長の責務について規定

第35条（行政の責務）

行政の責務について規定

第36条（職員の責務）

職員の責務について規定

第9章 行政運営

第37条（総合計画）

総合政策の策定等について規定

第38条（まちづくりの評価）

まちづくり評価の実施及びその結果の町政への反映について規定

第39条（評価の公表）

まちづくり評価の結果の公表について規定

第40条（財政運営）

財政運営計画の策定及び財政運営計画に基づいた財政運営について規定

第41条（行政手続）

美瑛町行政手続条例で定める行政手続について規定

第42条（政策法務）

職員の法務能力の向上及び積極的な条例等の整備について規定

第43条（危機管理）

災害、事故等に対する危機管理体制の整備について規定

第44条（出資法人等）

町が出資している団体等について規定

第10章 連携・協力

第45条（町外の人々との交流及び連携）

町外の人々及び国際社会との交流及び連携について規定

第46条（国及び道との連携及び協力）

国及び北海道との連携及び協力について規定

第47条（他の地方自治体等との連携及び協力）

他の地方自治体等との連携及び協力について規定

第11章 条例の見直し等

第48条（条例等の見直し）

自治基本条例の見直しについて規定

第49条（美瑛町自治推進委員会）

町長の附属機関として条例の運用状況や自治基本条例の見直し等を審議する美瑛町自治推進委員会について規定

第12章 雑則

第50条（施行規定）

必要事項について、規則で定めることを規定

附 則

施行期日、住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例の廃止及び廃止に伴う経過措置について規定

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

これまで総合計画は、地方自治法第2条第4項に基づき、市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想を定めることが義務づけられていたが、平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定の有無は自治体の判断に委ねられてきた。

この度、美瑛町自治基本条例の制定を機に、法的根拠として総合計画の策定を本条例に位置づけ、本町の目指す将来の姿と取り組むべき施策を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（目的）

本条例の制定の目的について規定

第2条（総合計画の位置づけ）

総合計画を町政における最上位の計画に位置づけること、及び町が進める政策等が総合計画に根拠を置くことについて規定

第3条（総合計画の体裁等）

総合計画に掲載する政策等を分かりやすく体系化すること、及び町民が簡便な方法で入手できることについて規定

第4条（総合計画の構成）

総合計画の計画期間及び構成について規定

第5条（基本構想）

基本構想について規定

第6条（基本計画）

基本計画について規定

第7条（まちづくり評価）

まちづくり評価について規定

第8条（総合計画の策定手順）

総合計画の策定手順について、町民の意見を広く反映させること、多様な方法で町民の参加を推進すること、美瑛町まちづくり委員会へ諮問すること、及び議会の議決を求めること等について規定

第9条（総合計画の見直し）

総合計画の見直しについて規定

第10条（各政策分野の基本的な計画）

各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにすること、及び十分な調整の下に行うことについて規定

附 則

条例を施行する期日及び経過措置について規定

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定要旨

1 制定の要旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が令和3年5月に改正され、令和5年4月1日の法施行後は、これまで地方公共団体等が条例等に基づき運用していた個人情報保護制度が法に統合されることから、法から委任された開示請求における手数料の取扱い等について新たに規定するとともに、美瑛町個人情報保護条例（平成15年美瑛町条例第3号）を廃止するため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（趣旨）

本条例の趣旨を規定

第2条（定義）

本条例で使用する用語の定義を規定

第3条（開示請求の手続）

開示請求書に記載する事項について規定

第4条（開示決定等の期限に関する特例）

開示決定等の期限について規定

第5条（開示請求に係る手数料等）

開示請求に係る手数料等の金額について規定

第6条（訂正請求の手続）

訂正請求書に記載する事項について規定

第7条（利用停止請求の手続）

利用停止請求書に記載する事項について規定

第8条（救済の手続）

開示決定等に対する審査請求について規定

附 則

施行期日、美瑛町個人情報保護条例の廃止及び廃止に伴う経過措置について規定

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

美瑛町職員の降給に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る降給に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

2 制度の概要

管理監督職勤務上限年齢制の導入により、60歳に到達した職員の管理監督職からの降任等に伴う降給に関して規定する。

3 制定の概要

第1条（目的）

本条例の制定目的について規定

第2条（降給の事由）

降給に該当する事由について規定

第3条（通知書の交付）

降給させる場合の通知書について規定

附 則

施行期日、定年延長に伴う給与に関する経過措置、降給に関する通知の経過措置、地方公営企業の職員に関する経過措置について規定

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴う町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等を踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

2 制度の概要

（1）制度

1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で部分休業を申請できる。対象年齢は60歳以上とする。

（2）部分休業中の給与

部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない時間に応じ給与を減額して支給する。

3 制定の概要

第1条（趣旨）

本条例の制定趣旨について規定

第2条（高齢者部分休業）

勤務時間の承認及び対象年齢について規定

第3条（高齢者部分休業取得中の給与）

給与の支払いについて規定

第4条（退職手当の取扱い）

退職手当の在職期間について規定

第5条（承認の取消し又は休業時間の短縮）

承認の取消し又は休業時間の短縮について規定

第6条（休業時間の延長）

休業時間の延長について規定

第7条（施行規定）

規則で定める事項について規定
附 則
施行期日について規定

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定要旨

1 制定の要旨

本町の豊かな地域資源をより良い形で次世代へと継承するため、町、町民、観光事業者及び訪問者（観光客等）が相互に協力し、持続可能な観光目的地の実現に向けた取組を推進するよう制定するもの。

2 制定の概要

第1条（目的）

本条例の制定の目的について規定

第2条（定義）

本条例における用語の意義を規定

第3条（基本理念）

持続可能な観光目的地の実現を目指す基本理念を規定

第4条（町の責務と役割）

町の責務と役割を規定

第5条（町民、観光事業者及び訪問者の役割）

町民、観光事業者及び訪問者の役割を規定

第6条（美瑛町観光マスタープランの策定）

美瑛町観光マスタープランの策定について規定

第7条（迷惑な行為等の禁止）

持続可能な観光目的地の実現に支障となる行為の禁止行為を規定

第8条（立入制限区域の指定）

持続可能な観光目的地の実現のための立入制限区域の指定を規定

第9条（標識の設置）

立入制限区域指定時の標識の設置について規定

第10条（推進体制の整備）

持続可能な観光目的地の実現のための推進体制の整備について規定

第11条（施策の検証）

持続可能な観光目的地の実現のための施策の検証と反映について規定

第12条（財政上の措置）

持続可能な観光目的地の実現に必要な財政上の措置について規定

第13条（施行規定）

本条例の施行に必要な事項の委任について規定

附 則

施行期日及び経過措置について規定

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

人口3万人未満の市町村は、令和6年4月までに公共下水道事業を公営企業会計へ移行するよう平成31年1月、国（総務省）から通知があり、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計の適用を推進することとされた。

このようなことから健全な経営を推進するため、令和5年4月1日から公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させるため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（公共下水道事業の設置）

本事業の設置について規定

第2条（地方公営企業法の財務規定等の適用）

本条例における地方公営企業法の適用範囲を規定

第3条（経営の基本）

経営に関する基本的事項のほか、経営の原則及び規模等について規定

第4条（利益の処分等）

利益の処分方法等について規定

第5条（資本剰余金の処分）

資本剰余金の処分方法について規定

第6条（重要な資産の取得及び処分）

予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分について規定

第7条（議会の同意を要する賠償責任の免除）

議会の同意を要する賠償責任の免除についての賠償額の範囲を規定

第8条（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

議会の議決を要する負担付き寄附又は贈与の受領、損害賠償の額の範囲について規定

第9条（会計事務の処理）

公共下水道事業の出納業務において会計管理者へ委任する事務内容について規定

第10条（業務状況説明書類の作成）

業務状況説明書類の作成等について規定

附 則

施行期日、美瑛町公共下水道設置条例の廃止について規定

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

水力発電事業の会計は、従来、官庁会計方式を採用し運営されてきたが、平成31年に売電収入の使途の明瞭化と水力発電施設を適切に維持管理することを目的に、複式簿記方式に移行するよう国（農林水産省）から通知があり、公営企業会計の適用を推進することとされた。

このようなことから健全な経営を推進するため、令和5年4月1日から水力発電事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させるため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（水力発電事業の設置）

本事業の設置について規定

第2条（地方公営企業法の財務規定等の適用）

本条例における地方公営企業法の適用範囲を規定

第3条（経営の基本）

経営に関する基本的事項のほか、経営の原則及び施設名称、位置等について規定

第4条（利益の処分等）

利益の処分方法等について規定

第5条（資本剰余金の処分）

資本剰余金の処分方法について規定

第6条（重要な資産の取得及び処分）

予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分について規定

第7条（議会の同意を要する賠償責任の免除）

議会の同意を要する賠償責任の免除についての賠償額の範囲を規定

第8条（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

議会の議決を要する負担付き寄附又は贈与の受領、損害賠償の額の範囲について規定

第9条（会計事務の処理）

水力発電事業の出納業務において会計管理者へ委任する事務内容について規定

第10条（業務状況説明書類の作成）

業務状況説明書類の作成等について規定

附 則

施行期日について規定

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定要旨

1 制定の要旨

令和5年度から水力発電事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させるため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（設置）

基金の設置について規定

第2条（積立）

基金の積立額を規定

第3条（管理）

基金の管理方法について規定

第4条（繰替運用）

基金の繰替運用について規定

第5条（運用益金の処理）

運用益金の処理方法について規定

第6条（処分）

基金の処分方法について規定

第7条（委任）

本条例のほか、基金の管理に関し必要な事項の委任について規定

附 則

施行期日、美瑛町水力発電事業特別会計基金条例の廃止、経過措置について規定

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

美瑛町職員定数条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴い、用語の整理及び条項のずれ等が生じるため、条文の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町職員定数条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、町長の事務部局並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>、同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。</p> <p>第2条～第4条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、町長の事務部局並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>、同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。</p> <p>第2条～第4条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 定年退職年齢を65歳まで段階的に引き上げる。

期 間	退職年齢
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(2) 管理監督職勤務上限年齢制の施行

管理職手当の支給対象となる職の勤務上限年齢を60歳とし、原則として移動期間内（当該年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間）に、他の職への降任を行う。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の施行

60歳に達した年度以降に退職した職員を、短時間勤務により延長された定年退職相当日まで任用することができる。

(4) 暫定再任用制の施行

職員の再任用に関する条例の廃止に伴い、延長定年年齢以降にある退職した職員を、65歳の到達年度の末日までの期間において再任用することができる。

(5) 事前情報提供・勤務意思確認制の施行

管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の施行に伴い、職員が60歳到達年度の前年度において、勤務体制や給与等に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町定年等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条～第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条～第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u> （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、美瑛町職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>第2条 【略】 （定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 _____</p> <p>_____</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させ</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号 _____）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u> _____<u>の規定に基づき、美瑛町職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 【略】 （定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、美瑛町立病院において医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>_____</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に _____ 係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該 _____ 職務に従事させ</u></p>

○美瑛町定年等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>るため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きある</u>と認めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末</u></p>	<p>るため引き続き勤務させることができる。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により_____</u> <u>_____公務の運営に著しい支障が生ずるとき</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由_____</u>が引き続き存在すると認めるときは、<u>_____1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日_____</u></p>

○美瑛町定年等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>日)の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</p> <p>5 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、美瑛町職員の給与に関する条例(昭和37年美瑛町条例第17号)第21条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職(美瑛町立病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。 (管理監督職勤務上限年齢)</p> <p>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</p> <p>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第</p>	<p>_____の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、_____ _____ 第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由_____が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</p> <p>5 【略】</p> <p>第5条 【略】</p>

○美瑛町定年等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする<u>こと。</u></u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする<u>こと。</u></u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする<u>こと。</u></u></p> <p><u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職</u></p>	

○美瑛町定年等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動</u></p>	

○美瑛町定年等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定に</p>	

○美瑛町定年等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>より異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者</u></p>	

○美瑛町定年等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧								
<p><u>を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p><u>第5章 雑則</u></p> <p><u>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1・2 【略】</u> <u>（定年に関する経過措置）</u></p> <p><u>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="210 1150 1106 1326"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table> <p><u>4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、美瑛町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令</u></p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 【略】</p>
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

○美瑛町定年等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>和4年美瑛町条例第〇〇号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、当該職員の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	

美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

管理監督職勤務上限年齢制に係る特例措置の対象となる職員を公益法人等へ派遣する職員の対象外とする等の規定を整備する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (職員の派遣)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員)を除く。</p> <p>(2)～(4) 【略】</p> <p>(5) <u>美瑛町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) <u>地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p> <p>3 【略】</p> <p>第3条～第9条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (職員の派遣)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員)を除く。</p> <p>(2)～(4) 【略】</p> <p>(5) <u>地方公務員法第28条第2項各号に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p> <p>3 【略】</p> <p>第3条～第9条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

減給処分となった職員の給料額の算定に係る基礎額を減給発令日の給料額とし、減給の期間中に給料が降給された場合の取扱いを規定する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条・第2条 【略】 (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額</u>の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する<u>前項前段</u>の規定の適用については、「給料」とあるのは「給料に相当する報酬」とする。</p> <p>第4条・第5条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条・第2条 【略】 (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、_____給料の月額</p> <p>の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する<u>前項</u>の規定の適用については、「給料」とあるのは「給料に相当する報酬」とする。</p> <p>第4条・第5条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴い、用語の整理及び条項のずれ等が生じるため、条文の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項 の規定により採用された職員で 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間 は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない 期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲 内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 【略】 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日 をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間 勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内 容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間にお いて週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び</u> <u>任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月 曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができ る。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則で 定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。ただし、育 児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当 該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超え</p>	<p>第1条 【略】 (1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第 28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で 同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間 は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない 期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲 内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 【略】 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日 をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間 勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内 容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間にお いて週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び <u>任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月 曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができ る。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則で 定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。ただし、育 児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当 該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超え</p>

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>ない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める勤務時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りをする場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第5条～第11条 【略】</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p>	<p>ない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>_____については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める勤務時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りをする場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>_____及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>_____及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第5条～第11条 【略】</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p>

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第13条～第16条 【略】</p> <p>(会計年度任用職員等の勤務条件)</p> <p>第17条 法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間その他の勤務条件に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、町長が別に定める。</p> <p>第18条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 【略】</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第13条～第16条 【略】</p> <p>(会計年度任用職員等の勤務条件)</p> <p>第17条 法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間その他の勤務条件に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、町長が別に定める。</p> <p>第18条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 【略】</p> <p>(<u>美瑛町職員の給与に関する条例附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え</u>)</p> <p>第3条 <u>美瑛町職員の給与に関する条例附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第16条」とあるのは、「附則第4項」とする。</u></p>

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- （1）管理監督職上限年齢制に係る特例措置の適用対象となる職員を育児休業及び育児短時間勤務の対象外とする。
- （2）定年前再任用短時間勤務職員を部分休業の対象外とする。
- （3）用語の整理及び条項のずれ等の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 【略】 (1)・(2) 【略】 (3) <u>美瑛町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員 (4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ 次のいずれかに該当する非常勤職員 (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期</p>	<p>第1条 【略】 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 【略】 (1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ 次のいずれかに該当する非常勤職員 (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期</p>

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧												
<p>間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>第2条の2～第8条 【略】 （育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 【略】 （1）・（2） 【略】 （3） <u>美瑛町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>第10条～第16条 【略】 （育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）</p> <p>第17条 【略】</p>	<p>間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>第2条の2～第8条 【略】 （育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 【略】 （1）・（2） 【略】</p> <p>第10条～第16条 【略】 （育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）</p> <p>第17条 【略】</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 1299 423 1342">第4条第2項</td> <td data-bbox="423 1299 609 1342">決定する</td> <td data-bbox="609 1299 1106 1342">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1342 423 1385">_____</td> <td data-bbox="423 1342 609 1385">_____</td> <td data-bbox="609 1342 1106 1385">_____</td> </tr> </table>	第4条第2項	決定する	【略】	_____	_____	_____	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 1299 1393 1342">第4条第2項</td> <td data-bbox="1393 1299 1579 1342">決定する</td> <td data-bbox="1579 1299 2069 1342">【略】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1342 1393 1385">第4条第9項</td> <td data-bbox="1393 1342 1579 1385">とする</td> <td data-bbox="1579 1342 2069 1385">に、算出率を乗じて得た額とする</td> </tr> </table>	第4条第2項	決定する	【略】	第4条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第2項	決定する	【略】											
_____	_____	_____											
第4条第2項	決定する	【略】											
第4条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする											

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
第10条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	【略】	第10条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)			(短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第18条 【略】			第18条 【略】		
第4条第9項	法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）	育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）	第4条の2第1項	再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）
	【略】	【略】		【略】	【略】
第10条第2項第2号、第13条第3項、第4項	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員	第10条第2項第2号、第13条第3項、第4項、第23条	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
(部分休業をすることができない職員)			(部分休業をすることができない職員)		
第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。			第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。		
(1) 【略】			(1) 【略】		

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第21条～第25条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第21条～第25条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- （1）降格後の職員の給料月額について、当分の間、当該職員が受ける給料月額の7割とする。
- （2）定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する事項を規定する。
- （3）降格後の職について、別表第3に主幹及び副主幹を規定する。
- （4）用語の整理及び条項のずれ等の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 【略】</p> <p>5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則に定める基準によるものとする。</p> <p>6～8 【略】</p> <p>9 <u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第4条の2 <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律</u>(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条</p>	<p>第1条～第3条 【略】 (初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 【略】</p> <p>5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則に定める基準によるものとする。</p> <p>6～8 【略】</p> <p>9 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <hr/> <p>第4条の2 <u>再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>除して得た数を乗じて得た額とする。 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額を、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「再任用職員で法第28条の5第1項」とあるのは「任期付職員法第5条」と、「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第9項」とあるのは「前条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5条～第8条 【略】 第9条 【略】 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、当該職員が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>	<p>第5条～第8条 【略】 第9条 【略】 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>3 【略】 (通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町長が規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において</p>	<p>3 【略】 (通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で町長が規則で定めるもの（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下_____「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ス 【略】</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 【略】 第10条の2～第12条【略】</p>	<p>「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員 _____及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ス 【略】</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 【略】 第10条の2～第12条【略】</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務時間1時間につき第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。))である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は同条例第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。))を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。))に対して、勤務時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成8年美瑛町規則第5号。))第3条第1項に規定する時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用につ</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務時間1時間につき第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。))である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は同条例第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。))を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。))に対して、勤務時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成8年美瑛町規則第5号。))第3条第1項に規定する時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用につ</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>いては、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項に規定する時間に達するまでの間の勤務については、第2項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は支給しない。</p> <p>5 正規の勤務時間を超えて勤務時間を命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割</p>	<p>いては、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>4 再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項に規定する時間に達するまでの間の勤務については、第2項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は支給しない。</p> <p>5 正規の勤務時間を超えて勤務時間を命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>7 【略】</p> <p>第14条・第15条 【略】 （勤務1時間当たりの給与額）</p> <p>第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額（地域手当又は寒冷地手当を受ける職員にあっては、これらの手当の月額の合計額の範囲内で規則で定める額を加算した額）に12を乗じその額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>第17条・第18条 【略】</p> <p>第18条の2 【略】</p> <p>2 第22条第1項の規定により、給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条の規定に準じて算出した額とし、第22条第2項及び第3項の規定により、給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条の規定に準じて算出した額に当該職員の給料の支給について用いられた第22条第2項及び第3項の規定による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第18条の3～第18条の5 【略】 （期末手当）</p> <p>第19条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、</p>	<p>合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>7 【略】</p> <p>第14条・第15条 【略】 （勤務1時間当たりの給与額）</p> <p>第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額（地域手当又は寒冷地手当を受ける職員にあっては、これらの手当の月額の合計額の範囲内で規則で定める額を加算した額）に12を乗じその額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>第17条・第18条 【略】</p> <p>第18条の2 【略】</p> <p>2 第22条第1項の規定により、給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条の規定に準じて算出した額とし、第22条第2項及び第3項の規定により、給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条の規定に準じて算出した額にその者の給料の支給について用いられた第22条第2項及び第3項の規定による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第18条の3～第18条の5 【略】 （期末手当）</p> <p>第19条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 【略】</p> <p>第19条の2・第19条の3 【略】 (勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び附則第2項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第2項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p>	<p>当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>3 再任用職員 に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 【略】</p> <p>第19条の2・第19条の3 【略】 (勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条 及び附則第2項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（町長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第2項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 【略】</p> <p>第21条～第23条の2 【略】</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第24条 第4条第2項から第8項まで、第8条、第9条、第18条及び第18条の4の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 【略】</p> <p>4 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第6項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</p> <p>(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員</p> <p>(3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 【略】</p> <p>第21条～第23条の2 【略】</p> <p>(再任用職員_____についての適用除外)</p> <p>第24条 第8条_____、第9条、第18条及び第18条の4の規定は、<u>再任用職員_____</u>に適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 【略】</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p><u>の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員</u></p> <p><u>(5) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p><u>6 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第8項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p><u>7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日</u></p>	

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第6項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>9 附則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>10 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第4項の規定による給料月額、附則第6項の規定による給料その他附則第4項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1（第3条関係） 行政職給料表 単位 円</p>	<p>別表第1（第3条関係） 行政職給料表 単位 円</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	再任用職 員以外の 職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400		2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700		3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900		4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100		5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
【略】								【略】							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	再任用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
		円	円	円	円	円	円								
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100								

別表第2（第3条関係）
ア 医療職給料表（一）

単位 円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000

別表第2（第3条関係）
ア 医療職給料表（一）

単位 円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新								旧							
定年前再	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	再任用職	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
任用短時	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	員以外の	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
間勤務職	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	職員	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
員以外の															
職員	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200		5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
【略】								【略】							
定年前再		基準	基準	基準	基準	基準	基準	再任用職		188,700	15,300	43,500	56,900	282,100	322,800
任用短時		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	員							
間勤務職		円	円	円	円	円	円								
員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800								

別表第2（第3条関係）
イ 医療職給料表（二）

単位 円

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
任用短時	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
間勤務職	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
員以外の	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
職員						

別表第2（第3条関係）
イ 医療職給料表（二）

単位 円

職員の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
員以外の	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
職員	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新							旧						
【略】							【略】						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額			235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
		円	円	円	円	円							
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100							
別表第3 級別職務分類表（第3条関係） 1 行政職給料表級別職務分類表							別表第3 級別職務分類表（第3条関係） 1 行政職給料表級別職務分類表						
職務の級	職務の内容						職務の級	職務の内容					
1 級	【略】						1 級	【略】					
2 級	【略】						2 級	【略】					
3 級	所長・係長・主査・主任の職務 専門的な知識又は豊富な職務経験を有する副主幹の職務						3 級	所長・係長・主査・主任の職務					
4 級	課長補佐・次長の職務 困難な業務を行う所長・係長・主査の職務 高度な専門的な知識又は職務経験を有する主幹の職務						4 級	課長補佐・次長の職務 困難な業務を行う所長・係長・主査の職務					
5 級	【略】						5 級	【略】					
6 級	【略】						6 級	【略】					

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>2 医療職給料表（一）級別職務分類表 【略】 3 医療職給料表（二）級別職務分類表 【略】 別表第4・別表第5 【略】</p>	<p>2 医療職給料表（一）級別職務分類表 【略】 3 医療職給料表（二）級別職務分類表 【略】 別表第4・別表第5 【略】</p>

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正要旨

1 改正の要旨

最低賃金法による北海道の最低賃金が令和4年10月2日から引き上げられたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び報酬に係る所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

給与の支払いを受ける会計年度任用職員が、その給与の勤務1時間当たりの金額が最低賃金額に達しないこととなる場合は、その差額を給料又は報酬として支給する。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年10月2日から適用する。

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第32条 【略】 附 則 1～10 【略】 <u>(経過措置)</u> 11 <u>第3条及び第18条の規定により定められた給料又は報酬を 基に算出した勤務1時間当たりの額（フルタイム会計年度任用職 員にあつては第16条第1項の規定により算出した額。パートタ イム会計年度任用職員にあつては第26条第1項各号の規定によ り算出した額をいう。以下この条において同じ。）が、最低賃金 法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金額 （北海道に適用されるものをいう。）を下回る場合は、当該給料 の額又は報酬の額のほか、その差額に相当する額を給料又は報酬 として支給する。</u></p>	<p>第1条～第32条 【略】 附 則 1～10 【略】</p>

○連携中枢都市圏形成に係る連携協約 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
第1条～第7条 【略】 別表（第3条関係） 1・2 【略】 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 （1）生活機能の強化に係る政策分野 ア～ウ 【略】 エ 地域振興			第1条～第7条 【略】 別表（第3条関係） 1・2 【略】 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 （1）生活機能の強化に係る政策分野 ア～ウ 【略】 エ 地域振興		
キャンプ場のネットワーク化	【略】	【略】	キャンプ場のネットワーク化	【略】	【略】
新規就農者等の育成	取組の内容	<u>圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する。</u>			
	甲の役割	<u>旭川市農業センターにおいて、圏域の新規就農者等を対象とした農業研修を行う。</u>			
	乙の役割	<u>乙の新規就農者等に対し、甲が開催する農業研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。</u> <u>当該研修の開催に当たり、甲に対し、必要に応じて経費の一部を負担する。</u>			
オ 災害対策 【略】			オ 災害対策 【略】		

○連携中枢都市圏形成に係る連携協約 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
カ 環境			カ 環境		
し尿等処理施設の広域的利活用	【略】	【略】	し尿等処理施設の広域的利活用	【略】	【略】
動物の愛護及び管理	【略】	【略】	動物の愛護及び管理	【略】	【略】
ヒグマ対策の推進	取組の内容	圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する。			
	甲の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議を設置・運営し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。			
	乙の役割	圏域のヒグマ対策を推進するための会議に参加し、住民の安全・安心を確保するために必要な取組を行う。			
ゼロカーボンの推進	取組の内容	圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。			
	甲の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を企画・実施する。			
	乙の役割	圏域におけるゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う。			

○連携中枢都市圏形成に係る連携協約 新旧対照表

令和4年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ア 地域内外の住民との交流・移住促進 【略】 イ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携			(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ア 地域内外の住民との交流・移住促進 【略】 イ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携		
公共施設の相互利用の促進	【略】	【略】	公共施設の相互利用の促進	【略】	【略】
旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進	取組の内容	旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシティプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う。			
	甲の役割	圏域の魅力を発信するためのイベント等を企画・集約し、乙に情報提供を行うとともに、イベント等の実施について、乙と協力して取り組む。 府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行うことにより得た情報や資料を乙と共有する。			
	乙の役割	乙の魅力や乙が実施するイベント等に関する情報を甲に提供するとともに、イベント等の実施について、甲と協力して取り組む。			
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 【略】			(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 【略】		

町道路線の変更

